

日程第9 請願第1号 共同浴場宝湯修繕に関する請願について

議長(上田順康君) 日程第9 請願第1号 共同浴場宝湯修繕に関する請願について を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 1番 中上君。

〔1番(中上良隆君)登壇〕

1番(中上良隆君)委員長報告を行います。

去る6月15日の本会議において本委員会に付託された請願第1号 共同浴場宝湯修繕に関する請願について を審査するため、6月20日、委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

請願第1号の趣旨は、昭和46年、高野口町に設置された共同浴場宝湯について、施設の老朽化がかなり進んでいるため、施設改修をお願いしたいとするものである。

委員から当局に対して、施設の管理方法について ただしがあり、指定管理者制度を導入し、名古屋区を指定管理者として指定している との答弁がありました。

名古屋区から請願が提出される前に、設置者として施設の状況を確認しているのか、また、財政的な問題はあるが、指定管理者と協議し、至急修繕する考えはあるのか とのただしがあり、合併直後の施設調査により、相当老朽化し、至急修繕が必要な状態であると認識している。請願の有無にかかわらず設置者として修繕すべきところは修繕したい との答弁がありました。

設置から35年、大規模改修が行われておらず、果たして部分改修だけで対応できる状態

なのか。施設の建て替えも視野に入れるべきではないのか とのただしがあり、機器を含め改修の必要な箇所が多く、施設維持のため順次対応する必要がある。ただし、今後、どこまで部分改修により対応するのか、また施設の建て替えを計画するのか、当該施設のあり方を含め、現在内部で協議しているが、まだ結論に至っていない状況である との答弁がありました。

修繕に係る予算措置について ただしがあり、現在、修繕費用を予算化していないが、緊急性、危険性が高いと判断されれば、市長専決処分による対応も検討したい との答弁がありました。

共同浴場は地域コミュニティの場として、大変重要な役割を果たしており、財政的な問題はあるものの、一日でも早く改修していただきたい との意見がありました。

以上、委員長報告を終わります。議員各位のご賛同、よろしくお願いたします。

議長(上田順康君)ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、請願第1号 共同浴場宝湯修繕に関する請願について を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択と決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時01分 休憩)

(午前10時25分 再開)

議長(上田順康君)休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、報告いたします。先ほど設置されました企業誘致対策調査特別委員会委員長に清水信弘君、副委員長に松浦健次君がそれぞれ選出されました。

以上で報告を終わります。

日程に従い、議案審議を行います。